

令和3年度鳥取県立学校会計年度任用職員（スクールソーシャルワーカー）

採用試験募集要項

■鳥取県教育委員会事務局教育人材開発課高等学校人事担当■
 〒680-8570 鳥取市東町一丁目271番地（鳥取県庁第二庁舎5階）
 電話(0857-26-7539)、ファクシミリ(0857-26-8094)
<https://www.pref.tottori.lg.jp/kyouikujinzaikaihatsu/>

1 募集内容

募集する職	会計年度任用職員（スクールソーシャルワーカー）
校種	高等学校
勤務時間	週30時間
採用予定者数	1名
勤務場所	境港総合技術高等学校 ※必要に応じて勤務地以外の県立学校、私立高等学校において、業務に従事する場合があります。
任用期間	令和3年7月1日から令和4年3月31日まで（予定） ※職が今後も継続され、勤務評価の成績が良好な場合には、翌年度以降も任用を行うことがあります。 ※ただし、原則として最初の任用から通算して5年間の任用を限度とします。 なお、予算の都合により、任用期間が変更になる場合があります。
受験資格	(1) 次のいずれかの要件を満たし、普通自動車免許を有する者（資格、免許については、採用日までに取得する見込みの者を含む） ①社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者 ②スクールソーシャルワーカーの活動経験を有する者 ③社会福祉等の分野において活動経験を有する者 (2) 次のいずれにも該当しない者 ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ②鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者 ③日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ④地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者 (3) 日本国籍を有しない者については、活動に制限のない在留の資格を取得している者又は採用日までにこの資格を取得する見込みの者に限り受験できます。
職務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ケース会議のための事前調整やケースのアセスメントと課題解決に向けてのプランニングへの支援 ・様々な課題を抱える児童生徒と児童生徒が置かれた環境への働きかけ ・関係機関とのネットワークの構築、連携・調整 ・困難事例や自然災害、突発的な事件・事故が発生した時の援助

2 受付期間・試験日等

受付期間	令和3年4月27日（火）～令和3年5月25日（火）【必着】 ◎持参、郵送のどちらでも申込みができます。 ◎受付時間 8：30～17：15（土・日曜日及び祝日を除く。）
試験日時	令和3年6月4日（金） ① 開場時刻 10：10～ ②試験開始時刻 10：25～
試験会場	鳥取県西部総合事務所新館2階 第15会議室（米子市糺町1丁目160番地）
合格発表日	令和3年6月18日（金）（予定）

3 試験内容

試験種目	内 容
筆記試験	小論文試験
面接試験	個別面接試験

※事前に書類選考を行い、受験資格が不十分と認められる場合には受験できません。（受験資格が不十分と認められる場合には、令和3年6月1日（火）までに文書で通知します。）なお、その場合であっても提出された書類等は返却しませんので御了承ください。

4 勤務条件

勤務時間等	1週間の勤務時間は、「1 募集内容」の勤務時間のとおりです。 1日の勤務時間は、休憩時間を含め当該勤務校の校長が定めます。 原則として、毎週土曜日・日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）は勤務を要しない日としますが、緊急時の対応等により勤務が必要な場合があります。
報酬	○時間報酬 2,000円 ○期末手当 期末手当基礎額（報酬の月額相当額）2月分（6月期：1月分、12月期：1月分） ※在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。 （例：令和3年4月1日採用の場合の割合 6月期：100分の30 12月期：100分の100） ○費用弁償（通勤手当） 通勤距離片道2km以上の場合に、公共交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、安価な方の額で通勤回数に応じて月額55,000円を限度として支給。自家用車等利用者は、使用距離及び通勤回数に応じて、月額1,295円から50,100円までの範囲内で支給。
福利	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働者災害補償
休暇	・年次有給休暇（1年間に10日）※任用期間に応じて付与 ・病欠休暇、特別休暇（忌引など）※場合により有給又は無給

※上記勤務条件は、令和3年4月現在の予定であり、採用時までには制度改正等があった場合は、それによります。

5 受験申込手続

提出書類等	<p><共通></p> <ol style="list-style-type: none">1 採用試験受験申込書 1部2 試験結果通知返送用封筒 [長形3号 (12cm×23.5cm) を使用し、送付先の郵便番号、住所、宛名 (「～様」と記すこと) を明記し、84円切手を貼付] <p><該当者のみ></p> <ol style="list-style-type: none">3 【受験資格(1) ①該当者】社会福祉士登録証又は精神保健福祉士登録証の写し (取得見込みの者は取得後に提出すること。)4 【受験資格(1) ②③該当者】スクールソーシャルワーカー、社会福祉等の分野における活動経験を証明できる在職証明書等
申込先	<p>鳥取県教育委員会事務局教育人材開発課高等学校人事担当 〒680-8570 鳥取市東町一丁目271番地 (鳥取県庁第二庁舎5階) 電話 (0857) 26-7539</p> <p>[郵送で申込む場合] 封筒の表に赤字で「スクールソーシャルワーカー採用試験受験申込書」と書いてください。簡易書留による郵送が確実です。その際、郵便局で交付される受領証は、受験票が届くまで大切に保管してください。</p>
その他	<p>受験票はお送りしません。受験者は、当日、受付時刻内に受付を済ませてください。</p>

※車イスの使用等、受験に際して配慮が必要な場合は、採用選考試験受験申込書の記入欄にその旨記入してください。

【採用試験受験申込書の記載について】

- 1 記載事項に虚偽の内容があると受験が無効となる場合があります。
- 2 ※の「受験番号」欄を除くすべての欄に正確に記入してください。
- 3 「現住所」欄は、棟、号室まで正確に記入してください。
- 4 「電話番号」欄は、採用する際等に電話により連絡を行いますので、携帯電話等をお持ちの場合には、必ずその電話番号も記入してください。
- 5 「最終学歴」欄には、最終学歴 (学校名及び学部・学科・課程名等) を記入してください。(専修学校、高等専門学校等の場合も記入してください。)

6 合格者の決定方法

筆記試験及び面接試験の結果並びに提出された書類等により、勤務が可能な学校区分に応じて、選考します。

なお、筆記試験及び面接試験の得点がそれぞれ一定の水準を満たさない場合は、不合格とします。

7 合格者の発表

受験者全員に試験結果を文書で通知するとともに、合格者の受験番号を鳥取県教育委員会事務局教育人材開発課ホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/kyouikujinzaikaihatsu/>) にも掲載する予定です。

なお、合格者の辞退等により欠員が生じた場合には、追加合格者を決定する場合があります。当該合格者には電話及び文書で通知します。

8 試験結果の開示

試験結果を通知する文書において、各受験者の試験種目ごとの得点、総合得点及び総合順位について開示します。

9 試験に関する注意事項

- (1) 試験当日は、試験開始時刻までに必ず試験会場に入室してください。(遅刻者は受験できません。)
- (2) 受験者数により、昼食が必要となる場合がありますので、各自準備をしておいてください。

10 その他

提出された書類等は試験終了後も返却しませんので御了承ください。

試験会場案内図



JR 米子駅より徒歩 15分